

社会福祉法人恵育舎役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵育舎の役員等の報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において役員とは、理事、監事をいう。

2 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(基本原則)

第3条 役員等は定款に定められた業務を誠実に遂行しなければならない。

2 役員等の報酬等は、法人本部予算の中から支払うものとする。

(報酬の決定方法)

第4条 役員等の報酬は、世間水準及び職員給与とのバランスを考慮して、次の方法により決定する。

(1) 理事及び監事の報酬は、評議員会で総額を定めその範囲内で評議員会にて決定する。

(2) 評議員の報酬は、定款で定める総額の範囲内で評議員会にて決定する。

(報酬の支給)

第5条 役員等に対して、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(1) 理事長の報酬は、別表1のとおりとする。

(2) 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員の報酬は、別表2のとおりとする。

2 役員等に対しての報酬については、源泉徴収後の額とする。

(報酬の支給方法)

第6条 日額報酬はその都度、現金支給をもって本人に支給する。

2 月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日までとする。

3 月額報酬の支給日は当月25日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

4 月額報酬は当該役員が指定する金融機関の当該役員が預金口座等への振込よりその全額を支給する。

(就任または退任等の場合における報酬の取扱い)

第7条 報酬計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解散等の場合における当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(理事会の出席報酬等)

第8条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第9条の報酬を支払わないものとする。

- 2 理事に対する報酬額は年間1,000,000円を超えない範囲内とする。
- 3 監事に対する報酬額は年間500,000円を超えない範囲内とする。

(役員の勤務報酬)

第9条 理事及び監事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

- 2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(評議員会の出席報酬)

第10条 評議員が評議員会に出席したときは、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、別表2により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第11条の報酬を支払わないものとする。

(評議員の勤務報酬)

第11条 評議員が評議員会以外の日において、業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(旅費)

第12条 役員等が、法人及び施設の運営業務のため、出張するときは、別表4により旅費等を支給する。

- 2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 3 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務職員)

第13条 施設の職員を兼務する理事は、施設職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(退任慰労金)

第14条 役員等に対する退任慰労金(餞別)は、別表5により支給するものとする。

- 2 在任期間の計算が、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月がある場合、6か月以上は切り上げ、6か月未満は切り捨てるものとする。

(公表)

第15条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規則は、平成31年4月1日より適用する。

この規則は、令和元年6月1日より適用する。

別表1 理事長報酬（月額）

役職	報酬（月額）
理事長	30,000円

別表2 会議出席報酬（日額）

会議の名称	報酬（日額）
評議員会	5,000円
理事会	5,000円
評議員選任・解任委員会	3,000円
苦情解決第三者委員会	5,000円

別表3 業務報酬（日額）

名称	報酬（日額）
評議員業務報酬	5,000円
理事業務報酬	5,000円
監事業務報酬	5,000円

別表4 旅費

交通費	宿泊費（1泊）	日当（日額）	その他
実費	上限 15,000円	3,000円	実費

別表5 退任慰労金（餞別）

在任期間	餞別金額（円）	在任期間	餞別金額（円）
1ヵ月～6ヵ月未満	5,000	2年6ヵ月～3年6ヵ月未満	20,000
6ヵ月～1年6ヵ月未満	10,000	3年6ヵ月～4年6ヵ月未満	25,000
1年6ヵ月～2年6ヵ月未満	15,000	4年6ヵ月以上	30,000